

## 鈴鹿市就労準備支援事業委託に係る公募型プロポーザル選定基準

### 1. 基本的な考え方

優先交渉権者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容及び見積価格の評価を100点満点とする採点方式を採用し、平均項目評価点の総得点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とする。

### 2. 評価項目の観点と項目評価点

各項目における点数配分は以下のとおりである。

項目		観 点	項目評価点
1	事業の目的との合致	生活困窮者自立支援制度や本事業の目的を十分理解し、本市における支援のニーズや特徴等を的確に分析・把握したうえで、明確な理念のもと事業の実施方針を定めているか。	20
2	計画の具体性と効果	日常生活自立支援…社会参加に必要な生活習慣の形成や回復が図られる計画となっているか。 社会生活自立支援…コミュニケーション能力の形成や職場見学、ボランティア活動への参加が具体的に計画されているか。 経済的自立支援…継続的な就労体験の場の提供が可能であり、求人先、職場見学、就労体験先を開拓できる計画となっているか。	25
3	事業の執行体制	本事業を実施するのに十分な人員が確保され、必要な経験、資格、経験等を有する職員を配置する計画になっているか。 職員の資質向上のための研修等が実施されているか。	25
4	経験と能力	就労に向け基礎能力の形成から支援が必要なものに対して、相談支援、社会参加支援、就労訓練等の取組実績は十分か。	20
5	経済性	最も見積価格の低い企画提案者 ..... 10点 最も見積価格の低い企画提案者との差が 5%以内 ..... 8点 最も見積価格の低い企画提案者との差が10%以内 ..... 6点 最も見積価格の低い企画提案者との差が15%以内 ..... 4点 最も見積価格の低い企画提案者との差が15%を超える ..... 2点	10

### 3. 審査方法

① 上記の評価項目1～4の採点については、下記の評価で採点を行う。

評価点の基本的な考え方	項目ごとの評価点(Aが最高点)	
A 極めて優れた提案	25	20
B 仕様書に+αの提案がされた提案	20	16
C 仕様書と同程度の提案(基準点)	15	12
D 考慮不足又は記載不足と判断される提案	10	8
E 記載なし又は不適切と判断される提案	5	4

- ② 上記方法により選考した結果、平均項目評価点の総得点が一番点数の高い者を優先交渉権者として決定する。
- ③ 優先交渉権者が決定後に辞退した場合は、次点の者が繰り上がるものとする。
- ④ 平均項目評価点の総得点が同点となった場合は、見積価格が最も安価な者を優先交渉権者とする。なお、見積価格も同額の場合については、平均項目評価点数が【2】→【3】→【1】→【4】の順で高い者を優先交渉権者として決定する。
- ⑤ 平均項目評価点の総得点が60点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない企画提案者は失格とする。なお、企画提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定先送りとする。